

## 熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱

制定	平成25年	4月	1日	市長決裁
改正	平成25年	8月16日		北区まちづくり推進課長決裁
改正	平成26年	4月	1日	市長決裁
改正	平成27年	3月30日		北区まちづくり推進課長決裁
改正	平成30年	5月23日		市長決裁
改正	令和2年	4月	1日	北区総務企画課長決裁
改正	令和5年	1月10日		北区総務企画課長決裁
改正	令和5年	3月	1日	北区総務企画課長決裁
改正	令和6年	3月13日		市長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北区まちづくりビジョンに基づく区の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、北区地域コミュニティづくり支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、北区において地域課題解決に取り組む事業を実施できる団体とし、別表第1に定めるもののほか、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 団体及びその構成員が次のいずれにも該当しないものであること。

ア 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの

イ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない暴力団員等

ウ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(2) 地域コミュニティ活動を行う区域及び事務所又は本拠が北区内にあること。

(3) 構成員が5人以上であること。

(4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。

(5) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金審査会（以下審査会という）に諮り、特別の定めをすることができる。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、引き続き活動の継続が見込まれる事業であつて、別表第1に掲げるものとする。ただし、当該事業が他の補助金等（校区自治協議会運営補助金の課題対応費上限10万円を除く。）の交付対象となっている場合は、補助対象事業とならないものとする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の総額は、予算に定める額の範囲内とし、補助金の上限額等は、別表第1のとおりとする。

2 補助の対象となる期間は、第6条の規定による決定の日から当該決定をした年度の末日までとする。ただし、第6条第2項の規定に基づく交付決定を行った日以前（当該決定をした年度に限る。）に発生した経費であつて、交付決定前の実施が必要であつたと認める経費については、補助対象とすることができる。

### (補助金交付申請)

第5条 事業の申請を行おうとする補助対象団体の代表者は、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書（様式第1号）を別途定める期日まで市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 実施前の事業に係る申請 次に掲げる書類

ア 事業計画書（様式第2号）

イ 収支予算書（様式第3号）

ウ 規約、定款その他これらに類する書類

エ 北区内で事業を実施する実行委員会等または特定非営利活動法人のみ団体概要書（様式4号）、役員名簿兼誓約書（様式5号）及び構成員名簿（様式6号）ただし、構成員名簿に準ずる名簿を作成している場合は、その名簿の提出をもってこれに替えることができる。

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(2) 実施後の事業に係る申請 次に掲げる書類

ア 前号ア及びウからオまでに掲げる書類

イ 収支決算書（様式第13号）

ウ 領収書等経費の支出を証する書類の写し

（審査及び交付決定）

第6条 市長は、交付申請のあった事業について審査し、補助対象事業を決定するため、別に定める審査会に諮るものとする。

2 市長は、審査会の結果に基づき、事業の採択又は不採択について決定し、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定書（様式第7号）又は熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金不交付決定書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（事業変更の申請等）

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書（様式第10号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助対象事業終了後（交付決定前に補助対象事業が終了している場合は交付決定後）、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類（第5条第2項第2号の申請をして第6条第2項の規定に基づく交付決定を受けた場合は第2号から第4号までを除く。）を市長に提出しなければならないこととする。

(1) 実績報告書（様式第11号）

(2) 事業報告書（様式第12号）

(3) 収支決算書（様式第13号）

(4) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助金の交付の確定については、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書（様式第14号）により、通知するものとする。

3 第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知し、既に交付されたものについては、返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする申請者は、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならないこととする。
- 4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書(様式第16号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約金加算)

第13条 補助事業者等は、第11条に定める取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

- 2 補助金額2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす。
- 3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(事業報告等)

第14条 市長は、申請者に対し、事業の進捗状況等に関するヒアリングや事業報告会の開催を求めることができる。

(調査及び是正措置)

第15条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対し、事業に関する資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査により不適正な事項があったときは、申請者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条―第4条関係）

種類	補助上限額等	
地域コミュニティモデル事業	<p>1 採択条件</p> <p>事業が次のいずれかに該当し、かつ先進的、モデル的、持続可能な事業であること</p> <p>(1) 北区の地域の資源や魅力を活用したコミュニティビジネス事業及び交流人口促進事業</p> <p>(2) 北区の担い手育成事業</p> <p>(3) 北区住民の交流を目的とした事業</p> <p>2 補助対象事業費は15万円以上とする</p> <p>3 継続して補助を受けることが出来る年度は3ヶ年度を限度とする</p>	
	<p>4 対象団体</p> <p>(1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成17年4月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体</p> <p>(2) 町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会</p> <p>(3) 北区内で事業を実施する実行委員会等</p> <p>(4) 特定非営利活動法人</p>	
	<p>5 補助率</p> <p>初年度 補助対象事業費の3分の2以内</p> <p>2年目 補助対象事業費の2分の1以内</p> <p>3年目 補助対象事業費の3分の1以内</p>	
	<p>6 補助上限額（千円未満切捨て）</p> <p>初年度 40万円以内</p> <p>2年目 30万円以内</p> <p>3年目 20万円以内</p>	
	住民の身近な課題対応事業	<p>1 採択条件</p> <p>地域の身近な課題であり、かつコミュニティ形成に資する事業、地域における従来の取り組みを発展させる事業であること</p> <p>2 補助対象事業費は5万円以上とする</p> <p>3 補助期間は1ヶ年度とする</p>
		<p>4 対象団体</p> <p>(1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成17年4月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体</p> <p>(2) 町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会</p>
<p>5 補助率</p> <p>補助対象事業費の2分の1以内</p>		
<p>6 補助上限額（千円未満切捨て）</p> <p>30万円以内</p>		

年 月 日

熊本市長 (宛)

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 ( \_\_\_\_\_ )
  
- 2 事業の種類  地域コミュニティモデル事業 新規 ・ 継続 ( \_\_\_\_\_ 年目)  
 住民の身近な課題対応事業
  
- 3 本年度総事業費      ¥ \_\_\_\_\_ ー
  
- 4 補助対象事業費      ¥ \_\_\_\_\_ ー
  
- 5 補助金申請額      ¥ \_\_\_\_\_ ー
  
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書 (様式第2号)
  - (2) 収支予算書 (様式第3号)
  - (3) 規約、定款その他これらに類する書類
  - (4) 団体概要書 (様式第4号)
  - (5) 役員名簿兼誓約書 (様式5号)
  - (6) 構成員名簿 (様式第6号)
  - (7) 収支決算書 (様式第13号)
  - (8) 領収書等経費の支出を証する書類の写し(事業実施後に申請する場合)
  - (9) その他市長が必要と認めるもの

事業計画書(A) 事業実施前・事業実施後

事業の種類	地域コミュニティモデル事業（初年度）
団体名	
事業名	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
実施場所又は地域	
事業の目的 及び必要性等 （計画性）	<p>※この事業の目的、事業を実施するに至った経緯、地域の現状及び課題、等を記入。 ○事業の目的：</p> <p>○事業を実施するに至った経緯、地域の現状及び課題：</p>
事業実施により 見込まれる効果 （効果）	<p>※事業の効果（地域が受ける恩恵・波及効果）等を記入。</p>
実施事業の全体像 （計画性） （将来性） （先駆性）	<p>※3か年にわたる事業の活動スケジュール、具体的な取り組み等を記入。 他の団体と連携して事業に取り組む場合にはその点も記入。</p>
補助金終了後の 事業の展望 （計画性） （将来性）	<p>※どのように事業を継続していくか、また、補助金交付終了後の運営資金調達方法などを記入。</p>



事業計画書(B) 事業実施前・事業実施後

事業の種類	地域コミュニティモデル事業（継続 年目）
団体名	
事業名	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
実施場所又は地域	
(予定) 事業費 及び申請額	(予定) 事業費総額 円
	補助対象事業費 円
	補助金申請額 円
本年度の 事業目標等 (計画性)	<p>※前年度までの課題等を踏まえた、今年度の目標や到達点を記入。</p> <p>○事業の目的</p> <p>○前年度の実績及び課題等</p> <p>○本年度の事業目標</p>

<p>本年度の 事業内容 (計画性) (将来性)</p>	<p>※年間を通じての活動スケジュールなど具体的な取り組みを記入。  ○本年度の事業内容 (スケジュール等含む)</p>
<p>事業実施により 見込まれる効果 (効果)</p>	<p>※事業の効果 (地域が受ける恩恵・波及効果) 等を記入。</p>
<p>実施事業の全体像 (計画性) (将来性) (先駆性)</p>	<p>※3か年にわたる事業の活動スケジュール、具体的な取り組み等を記入。 他の団体と連携して事業に取り組む場合にはその点も記入。</p>
<p>※事業実施後の 申請者記載 実施事業の成果 (目標達成度) (計画性) (将来性)</p>	<p>※本事業における地域が受ける恩恵・波及効果など、補助金終了後の事業の展望等を記入。 ○目標達成度 (%) :  ○理由 :</p>
<p>※事業実施後の 申請者記載 次年度に向けた課題 (自立に向けた取組 み含む) (将来性)</p>	
<p>地域をよりよくするために活動している団体が、校区自治協議会構成団体と連携して事業を実施する場合は、審査点数の加算があります。</p>	
<p>団体名 _____</p> <p>・ 連携して事業を行う                      ・ 事業の説明を行った</p>	

※ 上記記入欄が不足する場合は別紙 (A4 版) を添付すること。

事業計画書(C) 事業実施前・事業実施後

事業の種類	住民の身近な課題対応事業
団体名	
事業名	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
実施場所又は地域	
事業の目的 及び必要性等 (計画性)	<p>※この事業の目的、事業を実施するに至った経緯、地域の現状及び課題、等を記入。</p> <p>○事業の目的：</p> <p>○事業を実施するに至った経緯、地域の現状及び課題：</p>
事業実施により 見込まれる効果 (効果)	<p>※事業の効果（地域が受ける恩恵・波及効果）等を記入。</p>
事業内容 (計画性) (将来性)	<p>※年間を通じての活動スケジュールなど具体的な事業内容を記入。</p> <p>○事業内容（スケジュール等含む）</p>

<p><b>※事業実施後の 申請者記載</b> 実施事業の成果 (目標達成度) (計画性) (将来性)</p>	<p>※本事業における地域が受ける恩恵・波及効果など、補助金終了後の事業の展望等を記入。 ○目標達成度 (%) :  ○理由 :</p>						
<p><b>※事業実施後の 申請者記載</b> 次年度に向けた課題 (自立に向けた取組み含む) (将来性)</p>							
<p>(予定) 事業費 及び申請額</p>	<table> <tr> <td>(予定) 事業費総額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>本年度の事業費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>補助金申請総額</td> <td>円</td> </tr> </table>	(予定) 事業費総額	円	本年度の事業費	円	補助金申請総額	円
(予定) 事業費総額	円						
本年度の事業費	円						
補助金申請総額	円						

※ 上記記入欄が不足する場合は別紙 (A4 版) を添付

## 収 支 予 算 書

事業名	
団体名	

事業年度	年度	申請回数	新規 ・ 継続 ( 回目)
------	----	------	---------------

(1) 収入の部

項 目	金 額	説 明
1 支援補助金		
2 その他		
合 計		

(2) 支出の部

	項 目	金 額	説 明
補助対象経費	報償費		
	研修費		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	通信交通費		
	備品購入費		
	借上料		
	委託料 (※)		
	その他		
	小計 (A)		
補助対象外経費			
	小計 (B)		
合計 (A) + (B)			

※事業の継続を目的とするため、委託料は補助対象経費の50%未満とする。

## 団体概要書

1 団体名	
2 団体の所在地	〒            ー
3 代表者職・氏名	(ふりがな)
4 設立年月日	年        月        日
5 構成員数	人
6 団体の目的	
7 主な活動内容	
8 主な活動実績	
9 主な活動場所	
10 担当者・連絡先	(ふりがな)
	氏名
	(役職                    )
	住所 〒                    ー
	電話番号
	FAX
	E-mail
	HPアドレス

## 役員名簿 兼 誓約書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住 所

団体名

代表者

—

当団体及び当団体の役員が、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条に規定するものではないことを誓約し、市が必要な場合は、警察機関へ照会することを承諾します。

### 記

役職名	フリガナ	性別	生年月日	住所
	氏 名		(大正T・昭和S・平成H)	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	

※代表者も記載してください。

※欄が足りないときは、用紙を継ぎ足してください。



住 所  
団体名  
代表者

様

熊本市長

### 熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

#### 記

- 1 補助事業等の名称
- 2 熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金決定額  
¥ \_\_\_\_\_
- 3 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。ただし、熊本市補助金交付規則第10条第2項の規定により、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日に事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
  - (5) (その他)
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 6 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

住 所  
団体名  
代表者

様

熊本市長

### 熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

#### 記

- 1 補助事業等の名称
- 2 熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金決定額  
¥ \_\_\_\_\_
- 3 補助金は、確定された金額を請求により交付する。
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
  - (3) 補交付決定後速やかに、要綱第8条に定める書類を市長に提出しなければならない。
  - (4) (その他)
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 6 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

北総企発第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
代表者  
様

熊本市長

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 団体名

代表者

—

年 月 日付け北総企発第 号で補助金等交付決定通知のあった 年度事業について、  
下記のとおり変更したいので御承認願います。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類  
熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書

4 その他

北総企発第 号

年 月 日

住 所

申請者 団体名

代表者 様

熊本市長

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金の交付取消・変更について

年 月 日付け北総企発第 号で通知した 年度熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第7条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 補助金 円

2 取消・変更の理由

## 熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所 熊本市北区

団体名

代表者

年 月 日付け、北総企発第 号により補助金の交付決定を受けました熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業について、下記のとおり報告します。

記

### 1 事業名

**【事業の種類】**

**【事業内容分類】**

**【事業名】**

### 2 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日

### 3 補助金の執行実績

(1) 補助金交付額	_____ 円
(2) 補助金執行額	_____ 円
(3) 差 引 額	_____ 円

### 4 活動実施状況（添付資料）※交付決定前に補助対象事業が終了している場合は、(1)から(3)は不要。

- (1) 事業報告書（様式12号）
- (2) 収支決算書（様式13号）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

## 事業報告書

団体名	
事業名	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業内容 ※活動実績が分かる資料があれば添付してください	
実施事業の成果 (目標達成度)	目標達成度 (%) :  理由 :
次年度に向けた課題 (自立に向けた取組み含む)	

## 収 支 決 算 書

事業名	
団体名	

(1) 収入の部

項 目	金 額	説 明
1 支援補助金		
2 その他		
合 計		

(2) 支出の部

	項 目	金 額	説 明
補助対象経費	報償費		
	研修費		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	通信交通費		
	備品購入費		
	借上料		
	委託料 (※)		
	その他		
	小計 (A)		
補助対象外経費			
	小計 (B)		
合計 (A) + (B)			

※事業の継続を目的とするため、委託料は補助対象経費の50%未満とする。

(収入額)		(支出額)		(差引額)
円	—	円	=	円

北総企発第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
代表者

様

熊本市長 大西 一史

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け、北総企発第 号で通知した 年度熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金 円

北総企発第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
代表者

様

熊本市長 大西 一史

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け、北総企発第 号で通知した 年度熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金 円

確定理由

※この決定により、既に交付を受けた額と差額が生じた場合は、速やかに返還手続きを行ってください。

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 団体名

代表者

-

年 月 日付け、北総企発第 号で交付決定のあった 年度熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業にかかる熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金については、下記のとおり概算交付をお願いします。

記

1 事業名

2 補助金等概算交付申請額 円

3 補助金等の概算交付申請理由

北総企発第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
代表者

熊本市長 大西 一史

熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書

年 月 日付け、北総企発第 号で通知した 年度熊本市北区地域コミュニティづくり支援事業にかかる熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金については、熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第10条の規定により下記のとおり概算交付します。

記

補助金等概算交付額 円

(交付の条件)

補助事業等終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式11号）
- (2) 収支決算書（様式12号）
- (3) その他